

埼玉県バーチャルユースセンター運営検討会議傍聴要領（会場傍聴）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開催の30分前から先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者は、会議において会議を公開しないこととする決定があった時は、速やかに退場していただきます。
- (3) 傍聴者が、3の規定に違反したときは、注意し、これに従わなかったときは、退場していただく場合があります。
- (4) 傍聴者は、退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければなりません。

3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等（報道機関に所属するもので委員長の許可を得て行う録音等を除く。）を行わないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合があります。